

新型コロナウイルスに関する JFA 事務局内の対応について（第 2 報）

新型コロナウイルス感染症に対しては、季節性インフルエンザ同様に、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策が有効ですので、添付の医学委員会からの情報を参考に、各自で確実に対策を行ってください。

事業所としての労働安全衛生の観点から、当面の間、医学委員会からのアドバイスを踏まえて、以下の通り追加対策を行います。2月4日付の連絡後の情勢を踏まえ、一部**修正**します。

(1) 全ての執務室入口におけるアルコール消毒を徹底します。

ドアノブなどへの接触から感染が拡がる可能性があります。執務室へ入る扉の前にもアルコール消毒スプレーを設置しますので、入館時はもちろんのこと、各部屋への入室時にも**必ずアルコール消毒**を行ってください。また、アルコール消毒を行っていない人がいるときは、声をかけるようにしましょう。

(2) マスクの着用を推奨します。

マスクは、感染の拡大防止に効果があります。JFA ハウスの受付・警備、日本サッカーミュージアムのスタッフは、不特定多数の方と頻りに接触することから、マスク着用の上業務にあたっていますが、その他の事務局スタッフについては、**マスク着用を推奨**します。特に、人混みの中で業務に当たる方、出張等により公共交通機関等の閉ざされた空間に長時間いる方は、マスクの着用を強く勧めます。

(3) 風邪の症状や発熱が続く場合には、電話相談してください。【変更】

2009年の新型インフルエンザの際に、一部地域で特定の医療機関に外来受診が殺到し、急を要する患者の対応に時間がかかってしまった経験から、**せきやくしゃみなどの風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。**万一、感染した場合は、医療機関等の指示に従うとともに、所属長へ報告してください。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(4) 海外出張等を制限します。

現在、外務省から中国湖北省地域への渡航中止勧告および、中国のその他の地域への不要不急の渡航中止の情報が発信されております。よって、渡航中止勧告が解除されるまでの間、**中国への渡航を、全面的に禁止**します。また、WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、世界的に感染が拡大する可能性がある状況を踏まえ、**中国以外への不要不急の海外出張も、原則として禁止**します。例外的に海外出張が必要な場合や、個人的に中国へ渡航する場合には、総務部・人事部へ事前にご相談ください。

外務省「海外安全情報」：<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

(5) 時差通勤を推奨します。【追加】

通勤時の混雑した電車内では、感染拡大のリスクが高まります。については、当面の間フレックス制度を活用するなどして、**時差通勤を推奨**します。その際、所属長と相談の上、業務に支障が出ないように配慮してください。

なお、今後の新型コロナウイルスの国内における状況が変化した場合には、さらに追加の対策を行うことがありますので、必ず最新の情報を確認するようにしてください。

【添付】

新型コロナウイルス感染症に関連する情報（医学委員会発信（2月18日付第2報））